

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
11月5日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……一
道路の区域の変更 (道路整備課) ……四
- 公告
土地改良区の役員の出出 (農村整備課) ……四



山口県告示第三百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年十一月五日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和六年十一月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社
住 所 東京都千代田区大手町二丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地

種類	構造		造		使用の方法		
	能 (m ³ /時) 力	工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要
四七―ホ	二、四〇〇	〃	〃	〃	連続	二四時間	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二時間	〃
〃	〇・二四	〃	〃	〃	〃	一六時間	〃
〃	〇・七五	〃	〃	〃	〃	二・六時間	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四時間	〃
四七―ハ	一	〃	〃	〃	〃	一五時間	〃
〃	〇・二	〃	〃	〃	〃	二・九時間	〃
〃	〇・四	〃	〃	〃	〃	六時間	〃
〃	〇・五	〃	〃	〃	〃	一〇時間	〃
〃	〇・七	〃	〃	〃	〃	二・七時間	〃
〃	一	〃	〃	〃	〃	三・四時間	〃
〃	一・〇五	〃	〃	〃	〃	一〇時間	〃
〃	二・四	〃	〃	〃	〃	一二時間	〃
四七―ロ	二・八	令和六、二七	令和七、五、三二	令和七、六、一	断続	一五時間	変動なし

名称 協和発酵バイオ株式会社山口事業所
所在地 防府市協和町一番一号
三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 染 物 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)	
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	三	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	八〃二	六、九〇五	一〇、三五八	一〇	二・一
〃	四・五	五〃四	四六、〇〇〇	〇〇〇	〇	〃
四七ーハ	三	四〃二	二二、五〇〇	三三、七五〇	〇	〃
〃	六・五	七〃六	五〇	検出せず	〃	〃
〃	六	六・五	一〇〇	五〇	一五	〃
〃	六・五	七〃六	五〇	〃	〇	〃
〃	八・五	九〃八	三〇七・七	検出せず	一	一・三
〃	三	四〃二	一、二〇〇	三〇	一	一・五
〃	六	六・五	四四四・五	検出せず	〇	〃
〃	七	七・五	一〇〇	一〇〇	一五	〃
四七ーロ	三	四〃二	一六六・七	三〇	二五	〃

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 「四七ーロ」、「四七ーハ」及び「四七ーホ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
			通 常	最 大	
六・八	七	〃	〃	八〃六	〃
〃	八〃六	〃	〃	四八・一	〃
一	七五	〃	〃	二	〃
二	七五	〃	〃	一〇	〃
一〇	四五	〃	〃	一五	〃
一五	八〇	〃	〃	〃	〃
〃	検出せず	〃	〃	〃	〃
一	三八・五	〃	〃	〃	〃
一・五	七〇	〃	〃	〃	〃
〇・一	一・一	〃	〃	〃	〃
〇・五	二	〃	〃	〃	〃
二三〇	六六、三〇三	〃	〃	〃	〃
三五〇	七九、六四五	〃	〃	〃	〃

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値				汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		通 常	最 大	通 常	最 大	
最終沈殿処理施設	処理後	〃	〃	〃	〃	〃
	処理前	〃	〃	〃	〃	〃
発酵洗液生物処理施設	処理後	七	八〃六	二九・九	六五〇	〃
	処理前	六	七〃七	二、〇〇〇	三、四三〇	七、三二九

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たり	概 季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 予 定	
								年 月 日	年 月 日
〃	コンクリート製	八、八〇〇	生物処理	連続	二四時間	変動なし	〃	(既)	(設)
〃	〃	二一〇、〇〇〇	沈殿	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

備 考		備 考	
〃	四七・ホ	〃	七
〃	〃	八〃六	九〃五
〃	〃	三五・七	〃
〃	〃	五〇	〃
〃	〃	〃	検出せず
〃	〃	〃	一
〃	〃	一四	五〇
〃	〃	二〇	〃
〃	〃	〃	検出せず
〃	〃	〃	検出せず
〃	〃	一四	三
〃	〃	一六・七	三・六

(一)の表の備考は、この表について準用する。

山口県告示第三百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和六年十一月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 四三四号
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市錦町宇佐字樋ノ尾一八九一七の四地先から同市錦町宇佐字小滝一八二七の一 地先まで	旧	最狭 四・〇 最広 二二・五	一、七七五・五	
岩国市錦町宇佐字樋ノ尾一八九一七の四地先から同市錦町宇佐字小滝一八二七の一 地先まで	新	最狭 一〇・七 最広 二二・五 八・九	一、七七五・五 一、三六〇・〇	ダブルウェイ



(一八七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和六年十一月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所

山口県知事 村岡 嗣 政

二 退任した役員

下関市吉田土地改良区 監事 大畑 亘 下関市王喜本町一丁目一番四九号

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所

下関市吉田土地改良区 監事 野上 晋介 下関市王司本町四丁目三番二六号